

(別紙)

「特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例並びに特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第16項及び第17項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」(令和4年5月20日付け国住政第29号・国住生第79号・国住指第131号)

新旧対照表

(傍線を付した部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例並びに特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第16項及び第17項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅であるかの判断基準 ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅であるか否かについては、次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定めるものとする。 (1) 居住用家屋の新築等に係る家屋 次のいずれかの手法(これら複数の手法を組み合わせる手法を含む。以下同じ。)により、住戸又は住棟を評価し、申請に係る家屋における省エネルギー性能を確認する。その結果、当該家屋が1.(1)①の基準に適合すると判断される場合は、当該家屋が措令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を、1.(2)①の基準に適合すると判断される場合は、当該家屋が措令第26条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を、住宅省エネルギー性能証明書により証明する。 ① (略) ② 設計図書等の確認 矩計図等の設計図書等により、申請に係る家屋における外皮平均熱貫流</p>	<p>特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例並びに特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第16項及び第17項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅であるかの判断基準 ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅であるか否かについては、次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定めるものとする。 (1) 居住用家屋の新築等に係る家屋 次のいずれかの手法(これら複数の手法を組み合わせる手法を含む。以下同じ。)により、住戸又は住棟を評価し、申請に係る家屋における省エネルギー性能を確認する。その結果、当該家屋が1.(1)①の基準に適合すると判断される場合は、当該家屋が措令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を、1.(2)①の基準に適合すると判断される場合は、当該家屋が措令第26条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を、住宅省エネルギー性能証明書により証明する。 ① (略) ② 設計図書等の確認 矩計図等の設計図書等により、申請に係る家屋における外皮平均熱貫流</p>

率の基準、一次エネルギー消費量に関する基準等との照合を行う。また、建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 15 に規定する工事監理報告書（以下単に「工事監理報告書」という。）又はその写しの提出があった場合においては、工事が当該設計図書等のおりに実施されているかどうかを確認する。その上で、必要があると認める場合には、当該家屋の施工について、目視、計測等による現地調査その他適切な方法（以下「現地調査等」という。）により当該設計図書等に従っていることの信頼性を確認する（ただし、工事監理報告書若しくはその写しがない場合又は対象の家屋が建築確認を要しない建築物に係るものである場合は必ず行う。）。

なお、設計図書等による当該家屋における各種基準等との照合にあたっては、当該家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（以下単に「設計住宅性能評価書」という。）や、建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和 5 年国土交通省告示第 970 号）に基づき交付された省エネ性能ラベル（以下単に「省エネ性能ラベル」という。）のうち第三者評価がなされているもの（一次エネルギー消費量に係る多段階評価が 1 以上及び外皮性能に係る多段階評価が 4 以上のものに限る。以下同じ。）などの第三者による評価結果を申請者が提出する場合は当該照合を省略するなど、証明事務の合理化に努めるものとする。

また、1.（2）①の基準に適合する家屋であることを証明する場合で、当該家屋が令和 7 年 4 月 1 日以降に建築確認を受けたものである場合にあっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項又は第 18 条第 22 項若しくは第 26 項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）により、当該家屋が建築確認を受けた日付を確認するとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イただし書の規定により、外皮基準への適合が除外されている家屋（以下「気候風土適応住宅」という。）でないことを、以下の（Ⅰ）又は（Ⅱ）の書類により確認し、証明事務の合理化に努めるものとする。

（Ⅰ）建築確認の申請書（以下「確認申請書」という。）及び当該家屋が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同法第 14 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものである場合にあっては、同法第 11

率の基準、一次エネルギー消費量に関する基準等との照合を行う。また、建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 15 に規定する工事監理報告書（以下単に「工事監理報告書」という。）又はその写しの提出があった場合においては、工事が当該設計図書等のおりに実施されているかどうかを確認する。その上で、必要があると認める場合には、当該家屋の施工について、目視、計測等による現地調査により当該設計図書等に従っていることの信頼性を確認する（ただし、工事監理報告書若しくはその写しがない場合又は対象の家屋が建築確認を要しない建築物に係るものである場合は必ず現地調査を行う。）。

なお、設計図書等による当該家屋における各種基準等との照合にあたっては、当該家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（以下単に「設計住宅性能評価書」という。）や、平成 28 年国土交通省告示第 489 号（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針）に基づき交付された、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（一次エネルギー消費量基準に適合し、かつ外皮基準に適合しているものに限る。以下「BELS 評価書」という。）などの第三者による評価結果を申請者が提出する場合は当該照合を省略するなど、証明事務の合理化に努めるものとする。

条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の計画書（以下「省エネ適判計画書」という。）

なお、確認申請書については、第二面【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】において、「提出不要」を選択している場合には、括弧内に気候風土適応住宅である旨が記入されることとなるため、当該括弧内の記載を確認するものとし、「提出済」又は「未提出」を選択している場合には、省エネ適判計画書の第四面の4. ロ. のうち、「基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外」のチェックボックスの「レ」マークの有無を確認するものとする。

(II) 建築基準法第7条第1項に規定する検査の申請に係る申請書及びその添付図書（以下「完了検査申請書等」という。）

(2) 既存住宅

次のいずれかの手法により、住戸又は住棟を評価し、申請に係る家屋における省エネルギー性能を確認する。その結果、当該家屋が1.(1)②の基準に適合すると判断される場合は、当該家屋が措令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を、1.

(2)②の基準に適合すると判断される場合は、当該家屋が措令第26条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を、住宅省エネルギー性能証明書により証明する。

①・② (略)

③ 増改築等に係る設計図書等、工事請負契約書等の確認

その取得の日前にエネルギーの使用の合理化に資する増改築等を実施した既存住宅にあつては、当該増改築等に係る矩計図等の設計図書、改修部位に係る設計図書等により、申請に係る家屋における外皮平均熱貫流率の基準、一次エネルギー消費量に関する基準等との照合を行い、当該家屋が、1.(1)②又は1.(2)②の基準に適合していることを確認する。また、当該増改築等に係る工事請負契約書及び当該増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真又はそれらの写しの提出があつた場合においては、工事が当該設計図書等のおりに実施されているかどうかを確認する。その上で、必要があると認める場合には、当該増改築等について、目視、計測等による現地調査等により当該設計図書等に従っていることの信頼性を確認する（ただし、工事請負契約書及び当該増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真又はそれらの写しがない場合は必ず行う。）。

(2) 既存住宅

次のいずれかの手法により、住戸又は住棟を評価し、申請に係る家屋における省エネルギー性能を確認する。その結果、当該家屋が1.(1)②の基準に適合すると判断される場合は、当該家屋が措令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を、

1.(2)②の基準に適合すると判断される場合は、当該家屋が措令第26条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を、住宅省エネルギー性能証明書により証明する。

①・② (略)

③ 増改築等に係る設計図書等、工事請負契約書等の確認

その取得の日前にエネルギーの使用の合理化に資する増改築等を実施した既存住宅にあつては、当該増改築等に係る矩計図等の設計図書、改修部位に係る設計図書等により、申請に係る家屋における外皮平均熱貫流率の基準、一次エネルギー消費量に関する基準等との照合を行い、当該家屋が、1.(1)②又は1.(2)②の基準に適合していることを確認する。また、当該増改築等に係る工事請負契約書及び当該増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真又はそれらの写しの提出があつた場合においては、工事が当該設計図書等のおりに実施されているかどうかを確認する。その上で、必要があると認める場合には、当該増改築等について、目視、計測等による現地調査により当該設計図書等に従っていることの信頼性を確認する（ただし、工事請負契約書及び当該増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真又はそれらの写しがない場合は必ず現地調査を行う。）。

また、省エネ基準適合住宅の基準に適合していることを証明しようとする際に、上記手法によって断熱等性能等級の基準への適合を判断することが困難である場合には、増改築等工事の内容が、令和4年度税制改正における整理統合により延長しないこととされた「特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度(省エネ改修促進税制(ローン型))」の対象となる特定断熱改修工事等(改修後の住宅全体の省エネルギー性能が現行の省エネルギー基準相当となると認められるものをいい、具体的な内容は、平成20年国土交通省告示第513号にて規定している。)の要件を満たしているか否かにより、当該家屋が、1.(1)②又は1.(2)②の基準に適合していることを確認し、その上で必要があると認める場合には、当該増改築等について、目視、計測等による現地調査等により当該設計図書等に従っていることの信頼性を確認する(ただし、工事請負契約書及び当該増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真又はそれらの写しが無い場合は必ず行う。)。この場合において、1.(2)②の評価方法基準第5の5の5-2(4)(既存住宅の一次エネルギー消費量等級)の基準への適合性の判断に当たっては、評価方法基準第5の5の5-1(4)(既存住宅の断熱等性能等級)の等級4の外皮平均熱貫流率の基準値を当該住宅の断熱性能とみなすこととして差し支えない。

④ 設計図書等の確認

矩計図等の設計図書等により、申請に係る住宅用の家屋における外皮平均熱貫流率の基準、一次エネルギー消費量に関する基準等との照合を行い、当該家屋が1.(1)②又は1.(2)②の基準に適合していることを確認する。また、新築時の新築工事に係る工事監理報告書又はその写しの提出があった場合においては、当該工事が当該設計図書等のおりに実施されていたかどうかを確認するとともに、基準に関する部分について、新築時以降に増改築等を行う等、新築時の仕様から大きな変更を行っていないことを申請者に確認する。そのうえで、必要があると認める場合には、当該家屋の施工について、目視、計測等による現地調査等により当該設計図書等に従っていることの信頼性を確認する(ただし、新築時の新築工事に係る工事監理報告書若しくはその写しが無い場合又は対象の家屋が建築確認を要しない建築物に係るものである場合は必ず行う。)

なお、設計図書等による当該家屋における各種基準等との照合にあたっては、新築時に当該家屋について交付された設計住宅性能評価書や省エネ性能ラベルのうち第三者評価がなされているものなどの第三者による評価結果を申請者が提出する場合は当該照合を省略するなど、証明事務の合理化に努めるものとする。

また、省エネ基準適合住宅の基準に適合していることを証明しようとする際に、上記手法によって断熱等性能等級の基準への適合を判断することが困難である場合には、増改築等工事の内容が、令和4年度税制改正における整理統合により延長しないこととされた「特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度(省エネ改修促進税制(ローン型))」の対象となる特定断熱改修工事等(改修後の住宅全体の省エネルギー性能が現行の省エネルギー基準相当となると認められるものをいい、具体的な内容は、平成20年国土交通省告示第513号にて規定している。)の要件を満たしているか否かにより、当該家屋が、1.(1)②又は1.(2)②の基準に適合していることを確認し、その上で必要があると認める場合には、当該増改築等について、目視、計測等による現地調査により当該設計図書等に従っていることの信頼性を確認する(ただし、工事請負契約書及び当該増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真又はそれらの写しが無い場合は必ず現地調査を行う。)。この場合において、1.(2)②の評価方法基準第5の5の5-2(4)(既存住宅の一次エネルギー消費量等級)の基準への適合性の判断に当たっては、評価方法基準第5の5の5-1(4)(既存住宅の断熱等性能等級)の等級4の外皮平均熱貫流率の基準値を当該住宅の断熱性能とみなすこととして差し支えない。

④ 設計図書等の確認

矩計図等の設計図書等により、申請に係る住宅用の家屋における外皮平均熱貫流率の基準、一次エネルギー消費量に関する基準等との照合を行い、当該家屋が1.(1)②又は1.(2)②の基準に適合していることを確認する。また、新築時の新築工事に係る工事監理報告書又はその写しの提出があった場合においては、当該工事が当該設計図書等のおりに実施されていたかどうかを確認するとともに、基準に関する部分について、新築時以降に増改築等を行う等、新築時の仕様から大きな変更を行っていないことを申請者に確認する。そのうえで、必要があると認める場合には、当該家屋の施工について、目視、計測等による現地調査により当該設計図書等に従っていることの信頼性を確認する(ただし、新築時の新築工事に係る工事監理報告書若しくはその写しが無い場合又は対象の家屋が建築確認を要しない建築物に係るものである場合は必ず現地調査を行う。)

なお、設計図書等による当該家屋における各種基準等との照合にあたっては、新築時に当該家屋について交付された設計住宅性能評価書やBELS評価書などの第三者による評価結果を申請者が提出する場合は当該照合を省略するなど、証明事務の合理化に努めるものとする。

3. 証明主体について

住宅省エネルギー性能証明書の証明主体については、次に掲げる者である（以下これらの者を「建築士等」と総称する。）。

- (1) (略)
- (2) 建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関
- (3) 住宅品質確保法第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関
- (4) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 17 条第 1 項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

4. 建築士等の証明手続について

(1) 証明に必要な書類

建築士等は、証明の申請に当たって、申請者に対して、次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

① 居住用家屋の新築等に係る家屋

- (I)・(II) (略)
- (III) 検査済証
- (IV) 1. (2) ①の基準に適合する家屋であることを証明する場合で、当該家屋が令和 7 年 4 月 1 日以降に建築確認を受けたものである場合にあっては、確認申請書及び省エネ適判計画書又は完了検査申請書等

(V) (略)

(VI) 設計住宅性能評価書、省エネ性能ラベルのうち第三者評価がなされているものなどの第三者による評価結果がある場合は当該書類

② 既存住宅

- (I)～(V) (略)
- (VI) 新築時に当該家屋について交付された設計住宅性能評価書、省エネ性能ラベルのうち第三者評価がなされているものなどの第三者による評価結果がある場合は、当該書類

(2) 証明の方法

① 居住用家屋の新築等に係る家屋

証明を行う建築士等は、必要があると認める場合には現地調査等による確認を行うこととする（ただし、(1) ① (IV) 及び (V) の書類又は

3. 証明主体について

住宅省エネルギー性能証明書の証明主体については、次に掲げる者である（以下これらの者を「建築士等」と総称する。）。

- (1) (略)
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関
- (4) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

4. 建築士等の証明手続について

(1) 証明に必要な書類

建築士等は、証明の申請に当たって、申請者に対して、次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

① 居住用家屋の新築等に係る家屋

- (I)・(II) (略)
- (III) 建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証
(新設)

(IV) (略)

(V) 設計住宅性能評価書、BELS 評価書などの第三者による評価結果がある場合は当該書類

② 既存住宅

- (I)～(V) (略)
- (VI) 新築時に当該家屋について交付された設計住宅性能評価書、BELS 評価書などの第三者による評価結果がある場合は、当該書類

(2) 証明の方法

① 居住用家屋の新築等に係る家屋

証明を行う建築士等は、必要があると認める場合には現地調査を行うこととする（ただし、(1) ① (IV) の書類又はその写しがある場合を除

その写しがある場合を除き、(Ⅱ)の書類若しくはその写しがない場合又は対象の家屋が建築確認を要しない建築物に係るものである場合は必ず行う。)

②既存住宅

証明を行う建築士等は、必要があると認める場合には現地調査等による確認を行うこととする(ただし、(1)②(Ⅲ)の書類又はその写しがある場合を除き、対象の家屋が建築確認を要する建築物に係るものにあつては(Ⅳ)及び(Ⅴ)の書類((Ⅳ)の場合にあつては(i)及び(ii)ロ)又はそれらの写しのいずれも無い場合、対象の家屋が建築確認を要しない建築物に係るものにあつては(Ⅳ)(i)及び(ii)ロの書類又はそれらの写しが無い場合は必ず行う。)

(3) 証明時期

①居住用家屋の新築等に係る家屋

証明は、原則として工事完了後に行うものとする。また、当該証明のための家屋の調査は、当該家屋の取得の日前(令和5年4月1日前に居住の用に供される家屋については同日前)に終了している必要がある(令和4年国土交通省告示第455号第1項及び第2項並びに附則第2項)。なお、当該家屋の調査が終了した日は、当該家屋の調査として行う現地調査が終了した日(証明を行う建築士等の判断で現地調査が行われなかった場合(申請者から(1)①(Ⅳ)及び(Ⅴ)の書類若しくはその写しが提出された場合又は(1)①(Ⅱ)の書類若しくはその写しが提出された場合で当該家屋が建築確認を要する建築物に係るものであったときに限る。))は、これらの書類が発行された日)である。

② (略)

5. 他の関連制度を併用する場合の取扱い

(1) (略)

(2) 指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関は、申請に係る家屋に関し、住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置等に係る証明のほか、関連支援制度(フラット35や省エネルギー性能の高い住宅の新築等に係る補助事業等)に係る証明、設計住宅性能評価書に係る証明、省エネ性能ラベルの第三者評価に係る証明等を行う場合が考えられるが、こうした場合であつて、かつ、それぞれの証明主体が同一である場合には、住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置等に係る証明に際しては、関連支援制度等に係る証明に際し申請者から提出された書類(設計図書等)を活用し、同一書類の再提出を不要とするとともに、関連支援制度等に係る証明に際し実施する現場

き、(Ⅱ)の書類若しくはその写しがない場合又は対象の家屋が建築確認を要しない建築物に係るものである場合は必ず行う。)

②既存住宅

証明を行う建築士等は、必要があると認める場合には現地調査を行うこととする(ただし、(1)②(Ⅲ)の書類又はその写しがある場合を除き、対象の家屋が建築確認を要する建築物に係るものにあつては(Ⅳ)及び(Ⅴ)の書類((Ⅳ)の場合にあつては(i)及び(ii)ロ)又はそれらの写しのいずれも無い場合、対象の家屋が建築確認を要しない建築物に係るものにあつては(Ⅳ)(i)及び(ii)ロの書類又はそれらの写しが無い場合は必ず行う。)

(3) 証明時期

①居住用家屋の新築等に係る家屋

証明は、原則として工事完了後に行うものとする。また、当該証明のための家屋の調査は、当該家屋の取得の日前(令和5年4月1日前に居住の用に供される家屋については同日前)に終了している必要がある(令和4年国土交通省告示第455号第1項及び第2項並びに附則第2項)。なお、当該家屋の調査が終了した日は、当該家屋の調査として行う現地調査が終了した日(証明を行う建築士等の判断で現地調査が行われなかった場合(申請者から(1)①(Ⅳ)の書類若しくはその写しが提出された場合又は(1)①(Ⅱ)の書類若しくはその写しが提出された場合で当該家屋が建築確認を要する建築物に係るものであったときに限る。))は、これらの書類が発行された日)である。

② (略)

5. 他の関連制度を併用する場合の取扱い

(1) (略)

(2) 指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関は、申請に係る家屋に関し、住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置等に係る証明のほか、関連支援制度(フラット35や省エネルギー性能の高い住宅の新築等に係る補助事業等)に係る証明、設計住宅性能評価書に係る証明、BELS 評価書に係る証明等を行う場合が考えられるが、こうした場合であつて、かつ、それぞれの証明主体が同一である場合には、住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置等に係る証明に際しては、関連支援制度等に係る証明に際し申請者から提出された書類(設計図書等)を活用し、同一書類の再提出を不要とするとともに、関連支援制度等に係る証明に際し実施する現場調査の機会を活用

<p>調査の機会を活用する等、申請者に過度な負担が生ずることのないよう配慮することが望ましい。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6. (略)</p>	<p>する等、申請者に過度な負担が生ずることのないよう配慮することが望ましい。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6. (略)</p>
--	--